

## 【重要】退去に関する注意事項

### 1.退去届書の提出

退去予定日の1ヵ月前等（期日）までに、右の「退去届」を切り取り、必ず当社へ持参、（電話連絡後、FAX送付可）または、配達記録等の方法による郵送でご提出ください。期日までに退去の届出がない場合は、1ヵ月分の賃料を支払わなければなりませんので、早めにお知らせください。

### 2.ライフライン等の利用停止手続き

電気、水道、ガス、その他ライフラインに準ずるもの（インターネット等）の解約手続きおよび機器の返却・撤去等が退去日までにすべて完了するよう、各会社に連絡し手続きを完了してください。  
退去日以降に契約が残っていたり、機器の返却が終わっていない場合は、追加の賃料が発生する場合があります。

### 3.退去の立会い

お部屋に家財道具など一切の荷物がない状態で「退去の立会い」を行いますので、お引越しの日時が決まりましたら、早めにお知らせください。  
直前にご連絡をいただきますとお客様とのご予定が合わずにお待ちいただく場合もございます。なるべく早めにご連絡ください。

### 4.鍵の返却

鍵は退去立会時に全て返却していただきます。  
返却が退去日となりますので、返却が翌月になった場合は翌月分の家賃を徴収いたしますのでご注意ください。

※なお、お客様への敷金のご清算は、物件によっては1～2ヵ月程度の期間を要する場合もございますので、ご了承ください。

熊本市中央区水道町9番25号

合資会社 片岡不動産

TEL 096-354-4511

FAX 096-322-0379

## 退 去 届

物 件 名			
退 去 理 由			
退去年月日	令和	年	月 日
引越しその予定日	令和	年	月 日
敷金返却の 連 絡 先	住 所  担当者名 (法人契約の場合) T E L F A X 携 帯	銀行  1.普通 口座番号 口座名義	支店  2.当座
敷金返却の 振 込 先	家 賃 入 金	令和 年 月 日	
家賃送金方法	1.振込 2.自動振替 3.自動送金		

上記のとおり、退去が確定しましたので、お知らせいたします。

- 賃借人が一度提出した退去届を取消す場合には、賃借人は管理業者に対し、当該取消しに要する事務手数料として実費相当額を支払うものとする。
- 当該物件について既に次の入居者との賃貸借契約が成立している場合、退去届の取消しはできないものとする。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

※契約者とのご関係に当てはまるものを○で囲んでください。

契約者本人・連帯保証人・契約者以外の入居者・代理人 ( )